

給付・助成	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R3.4.1～4.21）に協力した（大阪府域）	緊急事態宣言の解除後（令和3年4月1日以降）の協力金	詳細は後日発表。	【協力金に関すること】 問 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 06-6210-9525（日祝除く9時～19時）
	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R3.3.1～3.31）に協力した（大阪府域）	第3期 営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）	第3期営業時間短縮協力金（令和3年3月大阪府・大阪市共同）[要請期間R3.3.1からR3.3.31まで]の受付開始時期については、R3.4.1としておりましたが、この度受付開始時期を延期します。 受付開始時期が決まり次第、募集要項を含め、大阪府ホームページ等でお知らせします。	【協力金に関すること】 問 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター ☎ 06-6210-9525（日祝除く9時～19時）
	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R3.2.8～R3.2.28）に協力した（大阪府域）	大阪府営業時間短縮協金（第2期）	[対象] ・要請区域内（大阪府域）に飲食店・遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗）を有する ・R3.2.8から2.28まで要請を遵守 ・R3.2.8までに感染防止宣言ステッカーを導入 ・営業に関する必要な許認可等を取得している [金額]1対象施設(店舗)あたり126万円。 ※R3.2.8以前から営業を開始し、R3.2.28までに閉店した場合、R3.2.8から営業を継続した日数に応じて支給。 ※R3.2.9から2.28の間に開店し営業開始した場合、開店日からR3.2.28まで営業を継続した日数に応じて支給。 ※申請期間：R3.3.8～4.19	【協力金に関すること】 問 大阪府営業時間短縮協力金 コールセンター ☎ 06-6210-9525（日祝除く9時～19時） 【要請に関すること】 問 府緊急事態措置コールセンター ☎ 06-4397-3268(平日9時～18時)
	R3年1月に発令された緊急事態宣言の影響で、飲食店との取引が減少した・不要不急の外出自粛により売上が減少した	中小事業者に対する支援（一時金）	R3年1月～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者に対し、一時金(中小法人等上限60万円、個人事業者等上限30万円)を支給。※申請期間：R3.3.8～5.31	問 一時支援金事務局 相談窓口 ☎ 0120-211-240（土日、祝日含む全日対応） ※受付時間は、8時30分～19時00分

事業者の皆様 >		新型コロナウイルス感染症に関する主な支援策（令和3年3月31日時点）		2/4
給付・助成	コロナの影響が長期化しており、思い切った事業再構築を実施したい	事業再構築補助金	新分野展開や業態転換等の事業再構築の取組を支援。 ①「通常枠」等：上限1億円までを最大2/3（中堅企業は1/2）補助。 ②「緊急事態宣言特別枠」：時短要請の飲食店や外出自粛の影響で本年1～3月のいずれかの売上が30%以上減の場合、上限1,500万円を最大3/4（中堅は2/3）で補助。※3月申請開始予定	問 中小企業庁技術・経営革新部 ☎ 03-3501-1816
	コロナの影響が長期化しており、感染拡大を防止しながらビジネスモデルを転換したい	中小企業生産性革命推進事業 ①ものづくり補助金（設備導入等） ②持続化補助金（販路開拓等） ③IT導入補助金（IT導入）	ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組を支援（低感染リスク型ビジネス枠）。 ①ものづくり補助金：補助上限1000万円・補助率2/3 ②持続化補助金：補助上限100万円・補助率3/4 ※R3年2月発令の緊急事態宣言の影響で本年1月～3月のいずれかの売上が前年比30%以上減少なら、補助総額に占める感染防止対策費の上限を引き上げ（最大25万円→50万円） ③IT導入補助金：補助上限450万円・補助率2/3 ※テレワーク対応類型は最大150万円 *別途、通常型（小規模事業者等の販路開拓等の支援）有り	問 生産性革命推進事業に係るお問合せコールセンター ☎ 03-6837-5929（平日9:00～18:00）
	高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して1/2補助（施設のCO2排出量の削減が必要） ※公募期間：R3.3.16からR3.4.27まで	問 環境省地球温暖化対策事業室 ☎ 0570-028-341
	文化芸術活動を再開・継続したい	ARTS for the future!（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）	文化芸術関係団体・文化施設（公演等開催に資金面での責任を持つ者）が不特定多数に公開し収入を上げることを前提とした積極的な活動（※）に対して助成（定額）。 ※他の文化芸術団体とのコラボレーションやオンライン配信等で新たな客層へアプローチなど ※4月中下旬申請開始予定	問 特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO) ☎ 0120-51-0335
	延期・中止した公演を実施し、収録映像を海外に発信したい 又は緊急事態宣言に伴い、イベント等を中止した	コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）	延期・中止した公演を国内で実施し、収録映像を活用した動画を海外に発信する事業に最大5,000万円補助（補助率1/2） 緊急事態措置区域等において開催予定であった音楽、演劇等の公演、展示会、遊園地・テーマパークの開催を延期・中止した主催事業者に対し、会場キャンセル費用等を補助（上限2,500万円/件）	問 特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO) ☎ 03-6260-6023
	R2.4月以降の失業者を採用した	コロナ禍における民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策事業	府特設HPに掲載する求人特集を通じて、R2.4月以降の失業者を採用し、3か月間職場定着をした事業者に対し、支援金を支給（正社員雇用25万円/人、非正規雇用12.5万円/人） ※申請期限 R3.4.12（R2年度分）	問 大阪府雇用促進支援金事務局 ☎ 06-4794-7050（平日9時30分～17時30分）
	職場体験をしてもらってから新たな人材を採用したい	コロナ禍における早期再就職支援事業	府内の事業所で、R3年3月までに職場体験を通して新たな人材の採用を判断できる事業者に対して、職場体験中の人件費を支援。職場体験の受入れは紹介予定派遣又は一般派遣の2パターン。また、座学研修も実施。	問 OSAKAしごとフィールド中小企業人材支援センター ☎ 06-6910-3765
	コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金	コロナの影響による離職者の試行雇用（原則3か月）を行う事業主に対して助成。1人あたり月額4万円、短時間労働は月額2.5万円 ※R2.4.1～R3.4.30の間にトライアル期間が含まれることが必要。	問 大阪労働局 助成金センター ☎ 06-6941-4630 問 最寄りのハローワーク

	従業員に子どもがいる場合	→	小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)	小学校等の臨時休業等で労働者が年次有給休暇と別の有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成 ※R2.4.1以降の休暇には15,000円（上限）	問 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999／9時～21時(土日祝含む)
	フリーランスで子どもがいる場合	→	小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校等の臨時休業で休業した、委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合1日あたり4,100円(定額)を助成 ※R2.4.1以降の休暇には7,500円(定額)	
	従業員に休んでもらう場合	→	雇用調整助成金 (新型コロナ特例措置)	休業手当等への助成（最大10分の10まで） ※上限15,000円、助成率は解雇の有無等で変動	
	出向により労働者の雇用を維持する場合	→	産業雇用安定助成金	出向により雇用維持を図る事業者（出向元）と、労働者を受け入れる事業者（出向先）の出向運営経費や出向初期経費の一部を助成 ※運営経費は12,000円／日(上限)・補助率最大9/10、初期経費は10万円／1人（定額）、R3.1.1からの経費が対象。 ※出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提	問 厚生労働省コールセンター ☎ 0120-60-3999／9時～21時(土日祝含む)
	医師等の指導により休業が必要な妊娠中の従業員がいる場合	→	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	休業が必要な妊娠中の労働者向けの有給の休暇制度を設け、有給休暇を取得させた事業主に、対象者1人当たり25万円（5日以上20日未満の場合。以降20日ごとに15万円加算）を助成。※上限100万円・20人 ※申請期限 R3.5月末	問 大阪労働局 雇用環境均等部 ☎ 06-6941-4630
給付・助成	有給休暇を取得して介護を行う従業員がいる場合	→	両立支援等助成金(介護離職支援コース・新型コロナウイルス感染症特例)	介護のための有給の休暇制度を設け、有給休暇を取得させた事業主に、対象者1人あたり20万円（5日以上10日未満の場合。10日以上の場合は35万円）を助成。※上限5人	問 大阪労働局 雇用環境均等部 ☎ 06-6941-4630
	孤独・孤立対策に取り組んでいるNPO法人等への支援	→	自殺防止対策を行うNPO法人等への助成	自殺防止対策（相談体制強化、相談員の要請、自殺防止対策の情報発信の強化）を行うNPO法人等へ助成〔補助率〕10/10 ※申請開始時期未定	(国) 準備中
		→	生活支援等を行うNPO法人等への助成	生活困窮者やひきこもり状態にある方に対し、相談や居場所づくりなどの活動を広域的に行うNPO法人等に対し、活動費を助成。〔補助率〕10/10 ※申請開始時期未定	(国) 準備中
		→	フードバンク支援	フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を支援。 〔補助率10/10〕 ※従来の補助対象(スタートアップ団体)だけでなく全団体が対象。 ※申請開始時期未定	(国) 準備中
		→	子ども食堂等への食材提供（国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業）	子ども食堂等への食材調達を行うNPO法人等に対する補助〔補助上限・下限〕上限 3 千万円、下限50万円〔補助率〕10/10 ※子ども食堂等を10施設以上でとりまとめる行うもの	問 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業事務局 ☎ 0570-030525 10時～17時
		→	NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助	居住支援法人が行う次の活動に対して補助 ①入居前支援(必須)②入居中支援③死亡・退去時支援 ④セミナー等の開催 〔補助上限〕1,000万円（補助率10/10） ※孤立・孤独対策として見守り等を行う場合は上限1,200万円 ※申請開始時期未定	(国) 準備中

貸付

資金繰りのため融資を受けたい

無利子・無担保融資（併用可）		
府制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金	限度額4,000万円。最大で保証料全額補助や当初3年間無利子（5/1～受付開始、R3.1.29～限度額6,000万円に引上げ）	問 府金融課 06-6210-9508 問 取引のある金融機関
日本政策金融公庫（国民事業） 新型コロナウイルス感染症特別貸付	6,000万円を限度として、融資後3年目までは基準利率-0.9%。一定の売上減少要件を満たす場合は、当初3年間実質無利子	問 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505／9時～19時（土日祝除く）
日本政策金融公庫（農林水産事業） 新型コロナウイルス感染症特別措置	農林水産業者を対象に、限度額1,200万円（簿記記帳している場合は年間経費等の12/12）、5年間実質無利子・無担保	問 日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505／9時～19時（土日祝除く）
商工組合中央金庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付	3億円を限度として、融資後3年目までは基準利率-0.9%。一定の売上減少要件を満たす場合は、当初3年間実質無利子	問 商工組合中央金庫相談窓口 ☎ 0120-542-711／9時～17時
府制度融資 新型コロナウイルス感染症対策資金 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	限度額2億円（うち無担保8,000万円）金利1.2%固定（別途 保証料要）	問 府金融課 06-6210-9508 ☎ 取引のある金融機関

その他

税金の期限内の申告や納付が困難

申告・納付等の期限延長、納税が困難な方に対する猶予

問 [【国税】](#)各税務署
問 [【府税】](#)各府税事務所又は自動車税事務所
問 [【市町村税】](#)各市町村（市税事務所）

社会保険料が支払えない

著しい損失があった場合に厚生年金手数料等の納付が猶予

問 お近くの年金事務所

公共料金や電話料金が払えない

電気、ガス、水道、下水道、通信料金等の支払い期限の延長等

問 [各電気・ガス・水道・下水道・電話等事業者](#)

府有施設の使用料、貸付料等が払えない

使用料及び貸付料の分納・後納、使用料の還付、貸付料の返還、使用料等の支払猶予

問 各施設管理者

取引先の賃料の支払いが困難となった

不動産を賃貸する所有者等が賃料を減免したことによる損失の額は、税務上損金として計上可能

問 国土交通省 不動産市場整備課

給付・助成	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R3.1.14～R3.2.7）に協力した（大阪府域）	大阪府営業時間短縮協力（第1期） 受付終了	【対象】 ・要請区域内（大阪府域）に飲食店・遊興施設（食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗）を有する。 ・R3.1.14(又はR3.1.18)からR3.2.7まで要請を遵守 ・R3.1.14(又はR3.1.18)までに感染防止宣言ステッカーを導入 ・営業に関する必要な許認可等取得している 【金額】1対象施設(店舗)あたり150万円。 ※R3.1.18～2.7まで要請遵守の場合は1店舗あたり126万円 ※R3.1.14以前から営業を開始しており、R3.2.6までに閉店した場合、R3.1.14(又はR3.1.18)から営業を継続した日数に応じて支給。 ※申請期間：R3.2.8～3.22	【協力金に関すること】 問 大阪府営業時間短縮協力金に関する コ ールセンター 06-6210-9525（日祝除く9時～19時） 【要請に関すること】 問 府緊急事態措置コールセンター コ 06-4397-3268(平日9時～18時)
	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R.2.12.16～R3.1.13）に協力した（大阪市全域）	令和2年12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について（大阪市・府共同） 受付終了	要請区域内(大阪市全域)に施設(店舗)を有し、R2.12.16からR3.1.13までの全ての期間、要請を遵守し、要請期間終了までに感染防止宣言ステッカーを導入し、営業に関する必要な許認可等取得している事業者に、1対象施設(店舗)あたり156万円(支給額は、要請を遵守した期間によって異なるため、詳細はHPをご確認ください。) ※申請期限：R3.2.26	【協力金に関すること】 問 営業時間短縮協力金コールセンター コ 06-6654-3553 / 06-6655-0711 / 06-6655-0820（日祝除く9時～17時30分） 【要請に関すること】 問 府休業要請等コールセンター コ 06-4397-3268（平日9時～18時）
	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R2.11.27～R2.12.15）に協力した（大阪市区・大阪中央区）	令和2年11月及び12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同） 受付終了	要請区域内(大阪市区、中央区)に施設(店舗)を有し、R2.11.27からR2.12.15（※）までの全ての期間、要請を遵守し、要請期間終了（R2.12.15※）までに感染防止宣言ステッカーを導入し、営業に関する必要な許認可等取得している事業者に、1対象施設(店舗)あたり58万円 ※R2.11.27からR2.12.11までのすべての期間、要請を遵守している場合（感染防止ステッカーの導入はR2.12.11まで）1対象施設(店舗)あたり50万円 ※申請期限：R3.1.29	【協力金に関すること】 問 営業時間短縮協力金コールセンター コ 06-6654-3553 / 06-6655-0711 / 06-6655-0820（日祝除く9時～17時30分） 【要請に関すること】 問 府休業要請等コールセンター コ 06-4397-3268（平日9時～18時）
	感染拡大防止に向けた営業時間短縮要請（R2.8.6～R2.8.20）に協力した（大阪ミナミ地区の一部区域）	感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同） 受付終了	要請区域内(大阪ミナミ地区の一部区域)に施設(店舗)を有し、8/6～8/20の全期間、要請に応じて、休業または営業時間短縮（5時～20時）を行い、原則8/5までに大阪府「感染防止宣言ステッカー」を登録・掲示している事業者に、最大30万円 ※申請期限：9月23日をもって申請受付は終了。	問 】【協力金について】ミナミ時短協力金事務局 コ 06-6615-3753（平日9時～17時30分） 問 】【要請内容について】感染防止宣言ステッカーコールセンター コ 06-4397-3268（平日10時～17時）
	大阪府からの施設の使用制限の協力要請等を受け休業や時間短縮（売上げ半減）	休業要請支援金（府・市町村共同支援金） 受付終了	中小企業は100万円、個人事業主50万円 ※申請期限：6月20日をもって申請受付は終了。	問 休業要請支援金事務局 コ 06-6943-0057（平日10時～17時）
	自主休業や外出自粛等により、経営に大きな影響が出ており、家賃等の固定費が払えない（売上げ半減）	休業要請外支援金 受付終了	中小法人は100万円（1事業所の場合は50万円） 個人事業主は50万円（1事業所の場合は25万円） ※申請期限：7月14日をもって申請受付は終了。	問 休業要請外支援金相談コールセンター（大阪府） コ 0570-200-308 10時～17時（平日・土のみ）
	売上げが半減した	持続化給付金 受付終了	中小法人は200万円、個人事業者は100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 ※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者及び2020年新規創業者も対象として拡大（6月29日～）	問 経済産業省コールセンター コ （9月1日以降の申請者）0120-279-292 （8月31日以前の申請者）0120-115-570 8時30分～19時 日曜～金曜（土・祝日除く）

給付・助成	家賃の支払いが難しい	➡	家賃支援給付金	受付終了	中小企業は最大600万円、個人事業者等は最大300万円 ※売上減少の要件を満たす場合	問 家賃支援給付金 コールセンター ☎ 0120-653-930／8時30分～19時（平日・日）
	農林漁業者等の経営の継続を図りたい	➡	経営継続補助金	受付終了	農林漁業者等に最大150万円補助（販路開拓等に最大100万円を補助（補助率3／4）、加えて、感染防止対策に最大50万円（定額））	問 一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金 事務局コールセンター ☎ 03-6447-1253 9時30分～12時、13時～17時30分(土日祝除く)
	文化芸術活動を再開・継続したい	➡	文化芸術活動の継続支援事業	受付終了	個人事業者・小規模団体に最大150万円補助(活動再開等に最大100万円までを最大3/4補助、加えて感染防止対策に最大50万円(定額))	問 (独) 日本芸術文化振興会 ☎ 0120-620-147／10時30分～17時
	密閉の対策として、高機能換気設備を導入したい	➡	大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業（環境省補助金）	受付終了	①：飲食サービス業等の中小企業等かつ不特定多数が利用する室は3分の2補助（上限1,333万円） ②：①の業種を運営する大企業等、もしくはその他の業種は2分の1（上限1,000万円）	問 (一社) 静岡県環境資源協会 ☎ 054-266-4161 問 おおさかスマートエネルギーセンター(大阪府・大阪市) ☎ 06-6210-9254
		➡	高機能換気設備等の導入支援補助金（大阪府）	受付終了	上記環境省補助金の①に該当する施設のうち、環境省補助金の交付決定を受け、かつ府の休業等の要請に応じた事業者（府内本店等） ④：府休業要請支援金受給者 3分の1（上限666.6万円） ⑤：④以外の方 6分の1（上限333.3万円） ※締切日：R3年1月31日	問 おおさかスマートエネルギーセンター(大阪府・大阪市) ☎ 06-6210-9254
	商店街の需要喚起を図る取組みを実施したい	➡	Go To 商店街事業	受付終了	商店街等を対象に、1 商店街等あたり300万円（連携による事業実施の場合、最大500万円上乗せ）を上限に、イベントの実施や新たな商材の開発、プロモーション製作などの取組みを支援 ※申請期限：12月24日をもって申請受付は終了。	問 「Go To 商店街」お問合せ窓口 ☎ 0120-304-060（10時～18時）
		➡	商店街感染症対策等支援事業（需要喚起）	受付終了	府があらかじめ基準に基づいて選定したモデル商店街のうち、国のGo To 商店街事業に採択された商店街に対し、需要喚起の取組みやプロモーションの実施を支援(1 商店街あたり50万円上限)	問 府中小企業支援室商業・サービス産業課 ☎ 06-6210-9496